

## 平安時代後半期の和化漢文資料における疑問助字の用法

——表記主体の社会的属性の違いに関わる用字法の差異について——

### 磯 貝 淳 一

#### はじめに

日本人の作成にかかるところの「和化漢文」と称される文章には、公家日記・説話・往生伝・古往来など、様々な種類の文章が含まれている。従来の和化漢文研究は、和化漢文資料を一文章群としてひとまとまりにし、そこに何らかの和化漢文特有の共通現象を見いだそうとする方向に進められることが多かった。ここでは個々の資料間に存する差異は捨象され、その差異が和化漢文資料全体ではどのように見られるのか、また、この差異は何を背景として存在するのか、という問題にはほとんど関心が向けられてこなかったように思われる<sup>(1)</sup>。また、和化漢文研究の対象として取り上げられてきた資料は公家日記である古記録が中心であった。従来の研究では、古記録以外の資料を対象としたものは少なく、古記録とその他の和化漢文資料との違い、和化漢文全体の中での個々の文章の位置づけといっ

た問題は必ずしも明らかにされてはこなかった。以上の観点から、本稿では、平安時代後半期に成立した和化漢文資料を対象として、「資料による用字法の違い」に注目し、その用字法の差異の背景を考えることとする。

当該期の和化漢文資料では説明要求・判定要求・反語の疑問表現において「乎」「哉」「耶」の三種の疑問助字が使用されている。このうち「乎」「哉」両字が各資料を通じて見られるのに対し、「耶」はこれを使用する資料と使用しない資料とが存している。この助字の使用の差異が当該字の担う用法の違いに基づくものではなくして、仏家・俗家という表記主体の社会的属性の違いに関わるものであることを明らかにすることが本稿の目的である。

一、平安時代後半期の

和化漢文資料における疑問助字の使用

調査資料に見られる疑問表現を以下のa)~e)に分類し、それぞれ  
の疑問表現に使用される助字の調査を行った。

a 疑問詞によって提示される疑問点についてその説明を求める  
〈説明要求〉

① 母問云何高泣耶 (注好選・上卷一七ウ五)

② 未剋許行慶來、傳長多仁法印御消息云、明日何時許可令出立三

井寺哉者、(水左記・承暦年閏八月五日)

b あらかじめ二種あるいはそれ以上の回答を設定してその採否を  
求める〈選択要求〉

③ 行事辨師賢進來云、衆僧等可昇自腋歟、將可上自南階歟、

(水左記・承保二年十月一九日)

④ 或人問云、以李白號謫仙人之由、見文集、是謂文章之魅譬謫仙  
歟、又實以金骨之類歟、(水言鈔・二四ウ一一)

c 発話者乃至執筆者の判断についてその成否の判定を求める〈判  
定要求〉

⑤ 客問云、周問尺耶 (注好選・上卷三五ウ三)

⑥ 相次大外記師平來、子問云、(中略) 前前休日有行申文之例哉

如何、(水左記・承保四年九月二九日)

d 発話者乃至執筆者が自らの内心の疑惑を表明する、もしくは断  
定を保留して不定のままに表出する〈疑惑表現〉

⑦ 外道相儀云此事若佛雄哉者 (注好選・中卷二六オ六)

⑧ 子答申云、除目内府被申障者、如被仰延一兩日被行吉歟、

(水左記・承保四年閏一二月四日)

e 表現することは正反対の位置にある回答を発話者乃至執筆  
者が用意した上で問い掛ける〈反語表現〉

⑨ 友問云何故不着衾、答云我母獨寒家宿也、我何得暖乎、

(注好選・上卷二一ウ三)

⑩ 今日啟事依輕服間可行否之由、遣問有行道言等許之處、各答云、  
何憚候哉者、(水左記・永保元年六月三十日)

この結果をまとめたのが表①である。ここから、各資料共通に使  
用されるのは「乎」「哉」「歟」の三字であることが分かる。一方、  
「耶」「也」「矣」の三字は、これらを使用する資料と使用しない資  
料とがある。

このうち、「也」「矣」字は、『注好選』に三例、『東山往来』に一例、  
「矣」字が『水言鈔』『大日本国法華経験記』『東山往来』に二例づ  
つと使用資料及び使用例がともに少ない。これに対して「耶」字は、  
『注好選』『大日本国法華経験記』『探要法花験記』『高野山往生伝』  
『東山往来』の五資料に使用が認められる。その使用数は、『注好  
選』に二十五例(疑問表現における助字使用の約三五%)、『探要法

表① 平安時代後半期の和化漢文資料における疑問助字の使用

資料	助字		乎	哉	耶	歟	也	矣
	注好選	水言鈔						
大日本国法華経験記	3	4	15	27	25	2	3	-
探要法花験記	28	33	22	27	25	2	3	-
統本朝往生伝	10	14	10	1	8	3	9	16
拾遺往生伝	18	27	1	1	1	22	-	-
高野山往生伝	4	1	1	1	1	-	-	-
雲州往来	39	36	1	27	1	-	-	-
東山往来	28	59	16	1	130	16	1	-
御堂関白記	-	7	16	1	22	2	-	-
水左記	14	78	7	59	16	2	-	-
後二條師通記	36	102	78	36	1	-	-	-
永昌記	19	92	-	102	-	401	-	-

花験記』に八例（同約一四％）、『東山往来』に十六例（同約一三％）と各資料の助字使用に無視できない位置を占めている。

この「耶」字の使用を、和化漢文資料における助字の用字法の差異の問題として捉え、種々の資料間での比較考察を行うためには、斯かる助字使用の差異が、当該字が担う用法の差異に起因するものではないことを明らかにしておく必要がある。比較すべき助字が

それぞれ用法を異にしていた場合、助字の有無は当該字が担う用法自体の各資料における有無に左右される事が考えられ、純粹に各資料の用字法の特徴と見ることができないからである。

そこで、先に記述した個々の資料における助字の使用を、各助字がどの疑問表現において使用されるかを観点にまとめたのが、表②である。（用例数が僅少である「矣」「也」両字については、これを省略した。）

この表に基づいて、各助字の用法を使用される疑問表現の種類という観点から概観する。以下は、各助字が調査資料を通じて、どの疑問表現にどの程度の割合で使用されているかを百分率で示したものである。

乎	説明要求	25.3	判定要求	16.6	反語	57.6	その他	0.5
哉	説明要求	27.2	判定要求	20.4	反語	51.5	その他	0.9
耶	説明要求	51.0	判定要求	25.5	反語	21.6	その他	2.0
歟	選択要求	2.5	判定要求	14.2	疑惑	83.0	その他	0.3

（％）

判定要求及び疑惑を主たる用法とする「歟」字及び、出現する資料及び用例数が少なく、資料間の比較に供するには適さない「也」「矣」両字を除くと、「乎」「哉」「耶」の三字が類似の傾向で使用されていることが分かる。この三つの助字は、「乎」「哉」両字が反



れるのである。

以上の検討から、疑問表現の種類という観点からは「乎」「哉」「耶」の三字が類似の用法を有することが分かった。したがって、和化漢文資料の疑問表現に「耶」字を使用する資料と使用しない資料とがあるという問題は、助字が有する用法の違いとは一応切り放して考えるべきもののように思われる。説明要求・判定要求・反語の疑問表現において、その表記に供する助字が「乎」「哉」の二種類ある資料と「乎」「哉」「耶」の三種類ある資料とが存在している、というのが実態であって、「耶」字の使用は疑問表現を表記する際に用字の選択肢として当該字が存しているかどうかにか懸かっていると考えられる。

では、このような「乎」「哉」「耶」字を使用する資料と「乎」「哉」を使用する資料とではどのような違いがあるのだろうか。試みに各資料毎に、表記主体及びジャンルと「耶」字の使用とを対応させたのが表③である。

ここから看取されるのは、「耶」字が使用されている『注好選』『大日本国法華経験記』『探要法花験記』『高野山往生伝』『東山往来』の各資料は仏家が表記主体であるという事である。「耶」字の使用を見ない資料は俗家が表記主体のものとなっている。このことは各資料に見られる助字の用字法の差異に、仏家・俗家などの社会集団に所属する人物が関わっていたかという「表記主体の社会的属

表③

資料	表記主体	ジャンル	「耶」使用
注好選	仏家	説話	○
水言鈔	俗家〔藤原実兼筆録〕	説話・聞書	×
大日本国法華経験記	仏家〔鎮源編〕	霊験記	○
探要法花験記	仏家〔源西編〕	霊験記	○
続本朝往生伝	俗家〔大江匡房編〕	往生伝	×
拾遺往生伝	俗家〔三善為康編〕	往生伝	×
高野山往生伝	仏家〔如寂編〕	往生伝	○
雲州往来	俗家〔藤原明衡撰〕	古往来	×
東山往来	仏家〔定深撰〕	古往来	○
御堂関白記	俗家〔藤原道長〕	古記録	×
水左記	俗家〔源俊房〕	古記録	×
後二條師通記	俗家〔藤原師通〕	古記録	×
永昌記	俗家〔藤原為隆〕	古記録	×

性の違い」が対応している可能性を示唆するものである。

ただし、この用字法は、すべての和化漢文資料において同レベルに想定されるものではないことに注意を要する。

往生伝における『高野山往生伝』は、「耶」字の使用が一例と僅少であった。この一例をもって、このジャンルに仏・俗の差異を認めることは難しい。実際更に資料を広げると、往生伝は独自の

様相を呈する一群であることが分かるのである。表④に、現存する主要な往生伝とその表記主体、及び疑問表現に使用される助字の用例数をまとめた結果を示す。

往生伝七資料においては、疑問表現において、「乎」「哉」「歟」が主として使用される傾向がある。「耶」字は『日本往生極楽記』『高野山往生伝』にそれぞれ一例ずつ使用されるに過ぎない。このジャンルの資料には、説明要求・判定要求・反語の疑問表現に主用する助字が「乎」「哉」の二種であるという、先に帰納した所の俗家が表記主体である資料の用字法が優勢であることが知られるのである。

また、その表記主体は、ほとんどが俗家である儒者であって、仏家のものは如寂の『高野山往生伝』のみである。「往生伝」という

表④

資料名	表記主体	乎	哉	耶	歟	也	矣
日本往生極楽記	慶滋保胤	10	2	1	4	-	1
統本朝往生伝	大江匡房	10	1	-	3	-	-
拾遺往生伝	三善為康	18	27	-	22	-	-
後拾遺往生伝	三善為康	20	10	-	16	-	-
三外往生記	蓮禪(藤原資基)	16	-	-	6	-	-
本朝新修往生伝	藤原宗友	11	3	-	10	-	-
高野山往生伝	如寂	4	1	1	16	-	-

ジャンルの、伝統的な表記主体が俗家であり、同時に「往生者の伝記」という仏教的な文章内容を持つという性格を有するものであることが分かる。

これに対して、古往来における『東山往来』と『雲州往来』とは、往生伝の場合とは異なり、明確な仏・俗の差異が認められる。ところが、『高山寺本古往来』『和泉往来』の調査からは別の様相が見て取れる。

『高山寺本古往来』及び高野山西南院蔵『和泉往来』は、それぞれ平安時代末期の成立と目され、古写本も現存することから国語史研究の分野においては、重要な資料となっている。本稿においては表記主体の明確である資料を選定基準にしたため、これらを中心資料とはしなかった。しかし『高山寺本古往来』は、紙背に記載された表白集との関連から「真言宗系統の僧侶、就中、東寺・勸修寺乃至は高野山辺の関係者であった可能性が大きい」とされている。また『和泉往来』は、識語にある「西室」が輿胤法印または和泉講師雅真に擬せられている。これら先学の指摘からこの二資料は仏家の手に成る可能性が高いことが分かる。

いま仮にこれに従って二資料を仏家が表記主体の資料として調査を行うと、どちらも疑問表現に「耶」字を使用しない資料であることが分かるのである。表⑤及び⑥に調査結果を示す。

この二資料においては、「哉」もしくは「乎」が使用され、「耶」字

表⑤ 『高山寺本古往来』

用法/助字	哉	歟
説明要求	-	-
選択要求	-	1
判定要求	-	2
疑惑	-	10
反語	5	-

表⑥ 『和泉往来』

用法/助字	乎	歟	也	矣
説明要求	-	-	-	-
選択要求	-	-	-	-
判定要求	-	-	-	-
疑惑	-	4	-	-
反語	2	-	2	1

は使用されていない。表記主体の違いが単純に用字法の差異に対応していない実態は、このように古往来の類においても確認される。

以上、「耶」字の使用について、それが表記主体の社会的属性に対応する用字法であることを想定した。その中で、往生伝・古往来のジャンルには、仏家・俗家の別に用字法が対応しない場合の存する点が問題となることが明らかとなった。

## 二、「表記主体の社会的属性に関わる用字法」の位置づけ

疑問助字「耶」の使用について、それが和化漢文資料全体ではどのように位置づけられるのかを探るために更に調査資料を広げて確認を行う。先に対象としたのは、説話・靈験記・往生伝・古往来・古記録の各ジャンルの和化漢文資料であった。ここではそれら以外

の文章、書状・表白文・学術書を対象とする。

まず書状は、『平安遺文』所収のもので長保から元暦年間に渡る二七四状を対象とした。このうち表記主体が明らかであるものを選定、仏家・俗家に分類し、助字の使用をまとめたのが表⑦及び⑧である。

仏家俗家を通じて、書状における疑問表現には「耶」字を使用した例は認められない。書状の疑問表現（ここでは特に説明要求・判定要求・反語の用法）は、仏家俗家とともに「乎」「哉」「歟」二字を使用する点で用字法に差異は認められないと考えられる。

表⑦ 表記主体仏家

用法/助字	乎	哉	歟
説明要求	-	5	-
選択要求	-	-	1
判定要求	-	1	1
疑惑	-	-	32
反語	4	5	-

表⑧ 表記主体俗家

用法/助字	乎	哉	歟
説明要求	4	12	1
選択要求	-	-	-
判定要求	1	6	5
疑惑	-	3	52
反語	1	12	1

続いて、近年その和化漢文的性格が明らかにされつつある表白文は、修法の際にその趣旨を仏前に表啓告白するものであり、対句による四六駢儷体を主とする美辞麗句を連ねたものである。仏家が表記主体であるものとして、高山寺本表白集所収の表白文八三篇を対

表⑨表記主体仏家

用法/助字	乎	哉	歟	矣
説明要求	-	-	-	-
選択要求	-	-	-	-
判定要求	-	-	-	-
疑惑	-	-	2	-
反語	7	-	-	-

表⑩表記主体俗家

用法/助字	乎	哉	歟
説明要求	-	-	-
選択要求	-	-	-
判定要求	-	-	-
疑惑	-	-	4
反語	3	1	-

象とした。この結果を示すのが表⑨である。また俗家の手になるものとして、新訂増補国史大系「本朝文集」所収の平安時代後期から院政期成立の儒者の手になる表白文五十篇を対象とした。この結果を示すのが表⑩である。

仏家俗家ともに「乎」「哉」兩字を反語表現に使用している。「耶」字についてはその使用が認められない。仏家側に「矣」字の使用が一例存するものの、仏家俗家両者に「乎」「哉」を主用するといふ共通の使用傾向があり、これは先に検討したところの、俗家側の文章に見られるものと同じ用字法と認められる。

學術書は、仏家の手に成るものとして、東密勤修寺流の実範上人の作とされ、院政期初め頃の成立と目される仏典注釈書である『大經要義鈔』及び東密広沢流の一つ西院流の開祖信証の手に成り、同じく院政期初頭成立とされる仏典注釈書『大毘盧遮那經住心鈔』を

対象とした。俗家の手に成るものとしては、平安時代末期の藤原清輔著作である歌字書、袋草紙を対象とした。<sup>3)</sup>

まず、仏家の手に成る『大經要義鈔』(表⑪)と『大毘盧遮那經住心鈔』(表⑫)では、説明要求・判定要求・反語に関して「乎」「哉」「耶」の三種の疑問助字が主として使用されており、特に「耶」字の使用が多いことが知られる。これに対して、表⑬袋草紙では、主用されるのは「乎」「哉」の二字であることが分かる。

表⑪『大經要義鈔』

用法/助字	乎	哉	耶	歟
説明要求	-	-	-	-
選択要求	-	-	-	-
判定要求	2	-	31	-
疑惑	4	1	-	3
反語	33	-	6	-

表⑫『大毘盧遮那經住心鈔』

用法/助字	乎	哉	耶	歟	也
説明要求	12	39	45	-	1
選択要求	-	-	-	4	-
判定要求	-	11	17	37	-
疑惑	-	-	-	10	-
反語	1	4	-	-	-

表⑬『袋草紙』

用法/助字	乎	哉	歟
説明要求	3	16	-
選択要求	-	-	3
判定要求	-	3	16
疑惑	3	1	217
反語	7	22	1

書状・表白文・學術書それぞれのジャンルを対象として、表記主体が異なる場合の用字について調査を行った。その結果、書状及び表白文には表記主体の違いによる差異は無く、それぞれ「乎」「哉」二字を使用するものであった。しかし、學術書では、仏家が「乎」「哉」「耶」三字を使用し、俗家が「乎」「哉」二字の使用であるという違いが認められた。

ここで、これまで調査した資料及びその属するジャンルと用字法との関係を整理してみたい。仏家・俗家の用字法を分かちつのは、説明要求・判定要求・反語において主用される助字に「耶」字が有るか無いかという点であった。そこで、「耶」字の使用に基づいて各資料の分類を行う。その際、「耶」字を使用するものについては、各資料の「乎」「哉」「耶」三字における「耶」字の使用度を百分率で計上した。

○「耶」字を使用する資料

大經要義鈔<sup>67.5</sup> 大毘盧遮那經住心鈔<sup>48.1</sup> 注好選<sup>37.3</sup> 高野山往生伝<sup>16.7</sup>  
東山往来<sup>15.5</sup> 探要法花験記<sup>13.5</sup> 大日本国法華經験記<sup>2.7</sup> 日本往生極楽記<sup>0.8</sup> (%)

○「耶」字を使用しない資料

水言鈔・続本朝往生伝・拾遺往生伝・後拾遺往生伝・三外往生記・本朝新修往生伝・雲州往来・御堂閑白記・水左記・後二條師通記・高山寺本古往来・和泉往来・仏家書状・俗家書状・仏家表白文・俗

家表白文・袋草紙

ここでは、「耶」字を使用するのが、使用率〇・八%の『日本往生極楽記』を除いて総て仏家が表記主体となっていること、『大經要義鈔』と『大毘盧遮那經住心鈔』の仏典注釈書において「耶」字の使用率が高くなっていることが注目される。また「耶」字を使用しない資料には仏家俗家それぞれが表記主体である資料が含まれている。

「耶」字の使用・ジャンル・表記主体の関係を考えてみると、「耶」字の使用が認められるジャンルは、説話(注好選)・靈験記(大日本国法華經験記・探要法花験記・往生伝(日本往生極楽記・高野山往生伝)・古往来(東山往来)・學術書(仏典注釈書)(大經要義鈔・大毘盧遮那經住心鈔)である。これらのジャンルでは仏家・俗家の違いに対応した用字法が認められる。しかし、往生伝は、ジャンル内に明確な仏俗の用字法の差異は見出し難く、むしろ仏家俗家の別に関係なく共通の用字法が有り、そこに僅少ではあるが「耶」字を交える場合があるという様相が認められるようである。また、古往来は『東山往来』が「耶」字を使用している。しかし仏家が表記主体と目される他の資料、『高山寺本古往来』と『和泉往来』ではこの使用が認められない。また古往来としての体裁を持たないものの、書状においても「耶」字の使用は全く見られない。このことから、ジャンルとしての古往来・書状では「耶」字を使用しない用

字法が一般的であって、『東山往来』が特殊な資料であるということが考えられる。

「耶」字の使用が認められないジャンルは、説話・古記録・書状・表白文・學術書「歌学書」であった。先に指摘した古往来及び往生伝もこれに準ずるジャンルである。

以上の検討から、「耶」字を使用する資料・ジャンルの特性が明らかとなる。まず、「耶」字は仏家内部において使用される助字であるという事が認められよう。これは仏典注釈書である『大経要義鈔』と『大毘盧遮那経住心鈔』に「耶」字の使用頻度が高い事、仏典色の濃い説話であって、寺家における小童の教育用に編集されたこととされる『注好選』に使用が多く見られることから看取されることである。

ところで、全体として「耶」字の使用を見ないジャンルである古往来・書状において『東山往来』がこれを使用している事は注目に値する。『東山往来』は、その序に「檀那問不審事、師僧報所問義。」「今寄私家之小生。」の様に編纂の意図が述べられており、本書が檀主と師僧との仏教に関する問答を内容とし、寺家の小童のために編纂されたものであることが知られるのである。本書の内容は、総てが仏教の儀礼・作法・慣習に関わる問いと答えから構成されている。例えば、

○法華懺法に参加しようとして、修法の式を問う、及びそれに對

する答え（第四条・往復）

○牛馬を造仏の料に献ずることの可否を問う、及びそれに対する

答え（第十七条往復）

○梵字の左横書きをとる理由を問う、及びそれに対する答え（第

三十九条往復）

の様に、檀主の仏教に関わる疑問（もしくは仏教の経・論などを引いて解決してほしい問題）について師僧が答える、という明確な目的に基づいて問答の形が貫かれているものである。これに対して、『高山寺本古往来』『和泉往来』の内容は、『東山往来』の持つ仏教的色彩は無い。

○手本などの借用に関するもの―第一雙（書状番号12）・第二雙

（34）

○人事に関するもの―第三雙（56）・第四雙（78）・第五雙（9のみ）

○犯罪に関するもの―第六雙（10 11）・第七雙（12 13）

○農事に関するもの―第八雙（14 15）・第九雙（16 17）

○音楽や雑芸に関するもの―第十雙（18 19）・第十一雙（20 21）・

第十二雙（22 23）

などその内容は多岐に渡っており、世俗の事に関する状を集めたものであって、仏教に関する事柄のみを扱う訳ではない。『和泉往来』も同様と考えられる。

『高山寺本古往来』や『和泉往来』あるいは平安遺文所収の仏家

の手に成る書状と比較して、『東山往来』の内容が仏教的な事柄に限られるという性格を有していることが分かる。これは『東山往来』が仏家の内部（もしくはそれに関わる檀主を含めた交流の場）を対象として編集されたという成立事情があるためである。ここに「耶」字が使用されているのは『東山往来』の特殊性を示すとともに、「耶」字は仏家内部において使用される助字であるという考え方の傍証になるものであると思われる。

続いて、「耶」字を使用しない資料の側から見ると、斯かる仏教的な用字である「耶」字の使用は、俗家が表記主体である資料には見られない。また、表記主体が仏家であっても、俗家と交渉のある場（ジャンル）においては「耶」字は使用されない。

古往来・書状は、その内容が必ずしも仏教的な事に関わらない場合が多く、また「耶」字が仏教的な性格の強い助字であるとする、「私（仏家）」ではなく「公」の文章であるという性格を持つ書状には用いられ難かったものと推測される。これまで俗家の用字法と呼んできた用字法は、当時にあつては寧ろ仏俗を通じて一般的・公的であったものと考えられるようである。

これに対して、往生伝及び表白文は、それぞれ俗家为中心的な表記主体である文章であった。後になって仏家がこのジャンルの文章を書くようになるものである。このため、内容的、性格的には仏教的な面を有するこれらのジャンルの文章も仏俗共通の用字法に従う

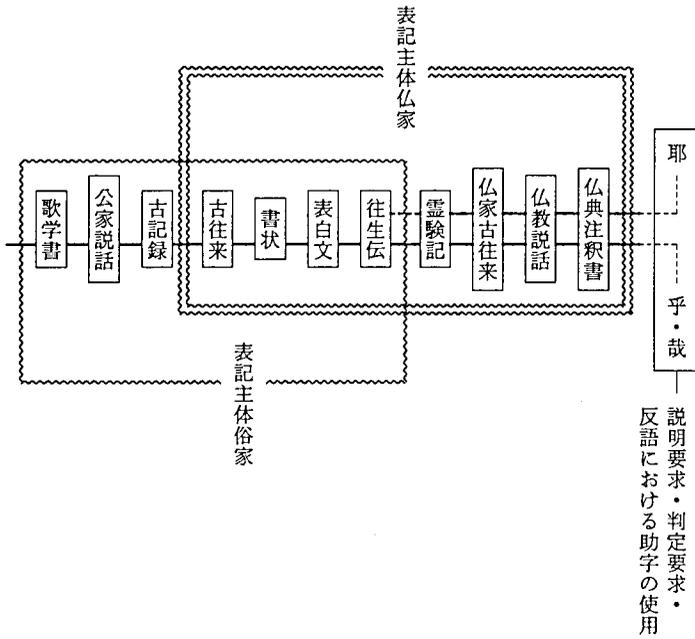
ものとなり、「耶」字の使用は見られないものと考えられる。

また、往生伝・表白文の仏教に深く関わる文章に「耶」字の使用が見られないもう一つの要因として、俗家の仏教との関わり方が関与していると考えられる。

俗家も修法・経の講読などの場において仏教と深く関わっていることは明らかである。しかし、俗家が著した仏典注釈書などというものが知られないことから分かるように、この俗家と仏家の交渉も、仏典注釈等の専門的学問の場ではあり得なかつたと思われる。

俗家が仏教と交渉を持つのは、法華経講読などの読む・聞くあるいは論議を行うというレベルにおいてであつて、注釈的な文章を書く、という営為はなかつた。俗家が仏家と交渉を持ちつつも、仏教的用字法を取り込まなかつた要因の一つはここに求められよう。「内容は仏教的であつて用字法は仏俗共通的な（仏家側の特殊な用字を用いない）文章」が作成されてきた背景にはこの様な状況があつたものであろう。

以上のことから、「耶」字は、仏家内部を対象とした資料において用いられる助字であることが明らかとなつた。仏家・俗家の両者が関わる往生伝・古往来・書状などの文章における用字法を見ると、「耶」字を使用しない用字法が一般的・公的であつて、「耶」字は仏教的色彩の強い助字であることがわかるのである。以下に、用字法・資料・表記主体、三者の関係を図示する。



### 三、「耶」字使用の背景

「耶」字が仏家の側に、俗家との交流の無い場で限定的に使用されるという用字法が存していることが明らかとなった。ここでは、その成立を探る上での見通しを立てることとする。

この問題に関して、白藤礼幸氏が上代漢字文の疑問助字について行った調査<sup>12)</sup>が注目される。白藤氏は、上代漢字文における疑問助字「乎・哉・耶・歟」四字の使用の調査を通じて、

一、「耶」の相―筆者のいわゆる仏典注釈書など、内典系の上代漢字文で主用され、他の三字の用法は非常に少なく、また「耶」も他のジャンルでは用いられることが少ない。

二、「乎」の相―史書・地誌・伝記など、前項以外の漢文体の上代漢字文で最も主用される。

三、「哉・歟」の相―万葉集の歌表記や古文書類など、国語・漢字文とも言うべき類の上代文献で最も主用され、後の変体漢文文体の濫觴とも目される。

という、三つの相を立てた。

「耶」字が内典系の漢字文において主用されるという氏の指摘は、今回の平安時代後期の和化漢文資料における調査結果につながるものである。「耶」字は仏典用の字というような考え方が上代人の間<sup>13)</sup>にあって、と白藤氏が想定した用字法の意識は、平安時代後期に

あっても受け継がれていたと言えよう。この上代の漢字文における助字の使用の背景を白藤氏は、「漢訳仏典や漢土成立の経論類の影響か」と、上代人が漢文作成に際して参考にした中国文献における疑問助字の量的構造の影響<sup>2)</sup>を想定している。

平安時代中後期から院政期にかけて成立した和化漢文資料のうち、「耶」字を使用するものが仏家内部を対象とした資料に限られる、という現象の背景には、上代漢字文におけるそれと同じく、漢字文を作成する人物が学習してそこから用字法を習得した資料の影響が想定されてしかるべきであろう。

「耶」字は仏家の仏典注釈の学問的活動の場において主用され、それが仏家内部を対象とした資料に受け継がれてきたものであった。この背景には仏家の上代から尽きることなく続けられてきた、仏典を解釈し注を附すという宗教的学問活動があるものと思われる。そこで使用される漢訳仏典もしくは仏典注釈書に「耶」字が多く使用されていた事が主たる要因となつて、仏家的な用字法が形成されたものと考えられる。しかし、このことは今後仏家内部の漢字文献の調査を通じて確認を行う必要がある。

## むすび

以上、「耶」字の使用をめぐる、それが仏家内部を対象とした、  
仏典注釈書・仏教色の濃い説話・仏家の小童のための消息文例集な

どに見られる、仏教的色彩の濃い助字であることを明らかにした。

また、調査を通じて平安時代中後期から院政期にかけての和化漢文資料においては、説明要求・判定要求・反語の疑問表現に「乎」「哉」を用いるのが一般的であつて、仏俗の交渉の想定される場における、往生伝・往來物・書状・表白文等については、仏家が表記主体であつても「耶」字が使用されることは無いということが分かった。特に、仏教に深く関わる往生伝・表白文の類に仏教的色彩の濃い「耶」字の使用が見られない事については、俗家の仏教に対する関わり方という観点から次の二つの要因が考えられる。

一、往生伝は仏教に深く関わる内容を持ち、また表白文は修法の場において読み上げられるという共に仏教と深く関わる文章である。しかし、両者共に伝統的中心的な表記主体が俗家であつたという経緯があり、後にこの種の文章の作成に関与した仏家は伝統的表記法を踏襲した。

二、「耶」字は、仏家の仏典注釈における宗教的学問の場で主として使用される助字であつて仏家には仏家内部を対象とした文章でこの助字を用いる場合があつた。俗家は仏教との関わり場の、修法・経の講読などに持っていたものの、それは仏典注釈的な学問的言語レベルでの交渉には到らなかつた。このため俗家は、仏教的な文章を作成する場合においても「耶」字を仏家側から採り込むことはなかつた。

本稿での考察は、疑問表現のみの調査であつて、斯かる差異を和漢文資料の用字法上の差異として位置づけるためには、更に他の同様の言語事象の調査を行う必要がある。また、「助字」の差異が日本語とどのように関わっているのか、或いは関わっていないのかという問題には触れることができなかった。今後の課題としたい。

注

(1) 峰岸明氏は、記録語・記録体の淵源を探るに際して、中国古典の漢籍系漢文・仏典系漢文の違いに注意を払う必要があることを指摘している。『記録体』『岩波講座日本語10 文体』、一九七七年九月

また近年、研究の目が和漢文資料内部に向けられ、位相差・文体差などの観点から、和漢文資料の言語の実体を説明しようとする試みが行われつつある。山本真吾氏は、「平安・鎌倉時代に於ける副詞「たとひ」の漢字表記について」(三重大学 日本語学文学 第1号、一九九〇年六月)において、院政・鎌倉期の法会関係の資料に日常常用の漢字の使用基盤からはずれた用字が見られることを起点として、『平安遺文』『鎌倉遺文』を調査した結果、仏家俗家の漢字使用に位相上の差異が認められることを指摘している。

(2) 本研究では「表記主体」「社会的属性」「ジャンル」という用語について、以下のように規定を行い使用している。

「表記主体」とは、資料の著者・編者を問わず、当該資料を表記した人物に対する称とする。

「社会的属性」とは、一般に所屬地域・性や年齢・職業や階級など様々なものを指すことが考えられるが、本研究では特に、仏家あるいは俗

家という社会集団を指す称とする。

「ジャンル」とは、文章を類型化したもので、特にその表現内容に基づいた分類を指す。

(3) この分類は峰岸明氏が「平安時代記録資料における疑問助字の用法について―「歌」字の用法を中心に―」(『国語学』第七一集、一九七四年一二月)において行ったものを参考にした。

(4) 純群書類従本をテキストにした峰岸明氏の調査(注(3)論文)によれば、『後拾遺往生伝』に「耶」が一例存する由である。

(5) 築島裕「高山寺本古往來の文献学的研究」(高山寺資料叢書第二冊『高山寺本古往來 表白集』所収、昭和五二年、東京大学出版会)及び、植垣節也「高野山西南院藏『和泉往來』の原作者をめぐって」(『訓点語と訓点資料』第二四輯、一九六二年一二月)

(6) 注(5) 築島裕氏論文

(7) 注(5) 植垣節也氏論文

(8) 仏典注釈書二種については、典籍の引用を除いた部分を対象とした。また『發草子』本文は、漢字・片仮名・平仮名表記が混在しており、純粋な漢字文とは認め難い。しかし、片仮名・平仮名が和歌の表記に集中している点、記述部分は一部仮名を交えるものの全体として和漢文的特点が濃い漢文体であると認められる点から調査に供することとした。

(9) 「解題・説話文学一〇〇選」小島孝之氏解説(別冊国文学『今昔物語集宇治拾遺物語必携』一九八八年一月)

(10) 分類は、奥田勲「高山寺本古往來をめぐって―その世界と作者に関する試論―」によった。

(11) 表白文については「平安時代も夙い頃には博士の人々によって行われることが多かったようであるが、後半期に入ると僧侶が自ら筆を執ることが次第に多くなった。」(築島裕「高山寺本表白集の研究」、高山寺資

料叢書第二冊『高山寺本古往来 表白集』所収、一九七七年）との指摘がある。

(12) 白藤礼幸「上代漢字文疑問助字考」(『国語学』第六十八輯、一九六七年三月)

(13) 注(11) 白藤氏論文。

(14) 白藤氏が、『成唯識論』・羅什訳『法華経』・『金剛般若経』で行った調査では、疑問文における助字は「耶」が主と認められる由である。また、外典である『論語』『文選』では「耶」字は極めて僅少であると指摘している。

### 〔調査テキスト〕

○注好選『古代説話集注好選(原本影印并釈文)』(東京美術) ○水言鈔『醍醐寺蔵水言鈔』(古典保存会) ○大日本国法華経験記(日本思想大系)『往生伝法華験記』(岩波書店) ○探要法華験記(『醍醐寺蔵探要法華験記』(武蔵野書院) ○統本朝往生伝(『平安朝往生伝集』(書院部) ○日本往生極楽記・拾遺往生伝・後拾遺往生伝・三外往生記・本朝新修往生伝・高野山往生伝(日本思想大系)『往生伝法華験記』(岩波書店) ○雲州往来(『雲州往来享禄本研究と総索引本文研究篇』(和泉書院) ○東山往来(『日本教科書大系往来編』第一巻古往来(一) 講談社) ○御堂関白記(『陽明文庫蔵本御堂関白記自筆本総索引』(一) 汲古書院) ○水左記・永昌記(増補史料大成『水左記永昌記』(臨川書店) ○後二條師通記(『大日本古記録』(岩波書店) ○高山寺本古往来(高山寺資料叢書第二冊『高山寺本古往来 表白集』(東京大学出版会) ○和泉往来(京都大学国語国文資料叢書二十八『和泉往来 高野山西南院蔵』(臨川書店) ○平安遺文所収書状(『平安遺文』(東京堂出版) ○高山寺本表白集(高山寺資料叢書第二冊『高山寺本古往来 表白集』(東京大学出版会) ○本朝文

集所収表白文(新訂増補国史大系第三十巻『本朝文集』(吉川弘文館) ○大経要義鈔(『大日本仏教全書』(経疏部一四、講談社) ○大毘盧遮那經住心鈔(『大日本仏教全書』(経疏部一四、講談社) ○袋草紙(新日本古典文学大系二九『袋草紙』(岩波書店)

\*用例の引用に際して、読点を私に補った所がある。

〔付記〕本稿は、国語学会平成九年度春期大会(平成九年五月二十五日、於大阪市立大学)における口頭発表をもとにまとめたものである。席上またはその他の機会に、多くの先生方から貴重な御意見・御助言を賜った。ここに記して厚くお礼申し上げる。